

- 2 定時総会は原則として毎年1回、臨時総会は必要に応じて開催する。会長がこれを召集する。
- 3 総会は有権者総数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 4 議決は出席者（委任状を含む）の過半数で決する。可否同数のときは、議長が決する。
- 5 総会は構成員の相違、会計処理等の事情により、自治会総会とは別に行うものとする。

#### 第 4 章 会 計

##### 第 1 0 条 (会 計)

- 1 事業および会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 2 「環境保全」に要する経費は、原則として運営費によって賄う。一度納入した負担金は、返戻しない。
- 3 会計処理は、自治会本体の会計とは分離して行うものとする。

##### 第 1 1 条 (基 金)

- 1 山口台自治管理組合より移管を受けた基金の運営・管理は、本委員会が行うこととする。
- 2 基金の用途については、緑の管理等山口台の街づくりに資するものとする。

#### 付 則

- 1 本規定は平成20年 4月 1日より施行する。

## 「山口台環境保全」運営規定

山口台自治会環境保全委員会

## 「山口台環境保全」運営規定

山口台自治会会則第6条第7項に基づき、「山口台環境保全」(以下「環境保全」という)運営に関する事項をこの規定で定める。

### 第1章 総則

#### 第1条 (目的)

山口台の良好な環境基盤を、将来にわたって保全・管理・運営していくことを目的とする。

#### 第2条 (事業)

目的達成のため、以下の事業を行う。

- 1 緑道、植栽柵の緑の保守・管理(緑化帯を除く)
- 2 主として、緑道、都市計画道路周辺の清掃
- 3 公園の雑草刈り、鶴亀松公園の松の手入れ
- 4 環境保全協定の運営・管理、建築関係書類の審査
- 5 その他環境保全、街づくりに関する事業

#### 第3条 (構成員)

「環境保全」運営に関与する構成員は、山口台に不動産を有する地権者(所有権・借地権を有する権利者、以下地権者という)とする。

### 第2章 運営

#### 第4条 (委員会)

- 1 事業を運営するために、環境保全委員会(以下委員会という)をおく。会長は「環境保全」全般の業務を統括する。
- 2 委員の選出は、次のとおりとする。  
委員は15名以内とする。会長が推薦し、総会で選出する。
- 3 委員は互選により、委員長1名・副委員長1名・総務・会計若干名を選出する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任することができる。補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第5条 (監事)

委員会の業務、会計および財務を監査するために監事2名以内をおく。会長が推薦し、総会で選出する。

#### 第6条 (顧問・相談役)

委員会の合議により、顧問、相談役をおくことができる。

#### 第7条 (運営)

- 1 委員会が行う事業については、委員会の自主的な運営とする。
- 2 自治会理事会とは必要に応じ連絡、調整をはかることとする。

#### 第8条 (運営費)

- 1 事業を行うための運営費は、地権者の負担とする。
- 2 運営費の負担額は、次のとおりとする。ただし事情により増減することができる。

戸建(持家)月額	340円	年額	4080円(年一括払)	4000円)
(賃貸)月額	270円	年額	3240円(年一括払)	3200円)
(その他)月額	170円	年額	2040円(年一括払)	2000円)
集合(持家)月額	200円	年額	2400円(年一括払)	2400円)
(賃貸)月額	160円	年額	1920円(年一括払)	1900円)
(その他)月額	100円	年額	1200円(年一括払)	1200円)

注：(その他)は、住宅以外の利用をいう。  
(賃貸)の負担額は、(持家)の80%とする。  
(その他)の負担額は、(持家)の50%とする。  
負担額の算定単位は、次のとおりとする。  
・(戸建)は1棟を1戸、(集合)は1住戸を1戸、(その他)については当初定めた計画戸数とする。なお、計画戸数が付記されていない土地については、平均区画規模220㎡に基づき算出した戸数とする。  
費用負担の対象外の施設および用地は、次のとおりとする。  
・公共、公益用地、山口台地区へ当初から緑地提供している農用地。

### 第3章 総会

#### 第9条 (総会)

- 1 総会は「環境保全」運営に関する最高の意思決定機関で第3条の地権者によって構成し、以下の事項について審議、決定、承認を行う。議決権を有する地権者(以下有権者という)は、第8条の運営費を負担した者とする。
  - ・事業報告ならびに決算報告
  - ・新年度事業計画ならびに予算
  - ・委員、監事の選出
  - ・規定の改正
  - ・運営費の変更
  - ・その他の必要事項